

(別表第1)(第5条関係)

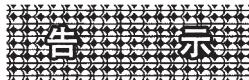
行為	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超えるもの、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの
電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの
太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの建築面積の合計1,000平方メートルを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクタールを超えるもの、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
土地の形質の変更	変更に係る土地の面積1ヘクタールを超えるもの、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、令和2年1月1日以後に着手するこの規則による改正後の長野県景観規則別表第1の左欄に掲げる行為であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものについて適用し、同日前に着手する当該行為については、なお従前の例による。

都市・まちづくり課



長野県告示第217号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226-1	令和4年10月31日

医療推進課

長野県告示第218号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塙4314の1・4316の5・4344の23・4344の31から4344の33まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4344の24から4344の28まで、4344の30、4344の531、4344の610

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、折伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第219号

国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

航空レーザ測量

2 作業期間

令和元年8月27日から令和2年2月14日まで

3 作業地域

飯田市、塩尻市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡喬木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡木曾町、木曽郡木祖村、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第220号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

航空レーザ測量（地図情報レベル1000）

- 2 作業期間
令和元年9月20日から令和2年2月28日まで
3 作業地域
下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第221号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
座標補正及び標高補正
2 作業期間
令和元年9月25日から令和元年11月1日まで
3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第222号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
2 作業期間
令和元年10月1日から令和2年3月25日まで
3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第223号

箕輪町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
2 作業期間
平成31年4月4日から令和元年7月31日まで
3 作業地域
上伊那郡箕輪町

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月3日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 塩田仁古田線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市五加字池南1351番の6地先から上田市本郷字吉原752番の2地先まで	旧	m 5.4~9.1	km 0.2813
同上	新	m 9.8~15.5	km 0.2593

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月3日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義廣

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 赤石岳公園線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原4971番の5地先から下伊那郡大鹿村大河原2568番の2地先まで	旧	m 5.4~11.5	km 0.1232
同上	新	m 6.9~22.9	km 0.1232

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月3日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 小川長野線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条日下野字古屋敷沖5625番地先から 長野市中条日下野字古屋敷沖5690番の1地先まで	旧	m 6.0~13.9	km 0.1508
同上	新	m 6.0~13.9	km 0.1454

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年10月3日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 路線名 小川長野線

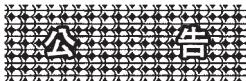
- 2 供用を開始する区間

長野市中条日下野字古屋敷沖5625番地先から

長野市中条日下野字古屋敷沖5690番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和元年10月3日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA信州うえだ国分産業団地
上田市国分80番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州うえだ農業協同組合
上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会
東京都千代田区大手町1-3-1
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1
ダイワロイタル株式会社
東京都千代田区飯田橋3-18-2
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	坂下 隆行	上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会	神出 元一	東京都千代田区大手町1-3-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3